平成２２年（フ）第５０６号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘１番４―503号　ハイツ武内
債務者　佐藤　正彦
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１１号
神奈川県愛甲郡愛川町田代2066番地の４
債務者　大谷　恵美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１９号
神奈川県平塚市纏461番地の３　シルクハイツ202号
債務者　伊藤　八重
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５２２号
神奈川県厚木市三田南２丁目14番57号　ヴィラ三田303
債務者　森谷亜希子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５２３号
神奈川県秦野市南矢名2189番地の２　アズマハイツⅡ―101号
債務者　上河原由貴子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５２６号
神奈川県平塚市纏107番地の14　熊沢アパート
債務者　山本　和枝
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５３１号
神奈川県厚木市三田169番地14　スマイルハウス第６―203
債務者　吉行　信子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５３５号
神奈川県厚木市中依知370番地４
債務者　小野里朝江
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５４２号
神奈川県秦野市落合339番地の１
債務者　田澤　栄子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５５３号
神奈川県秦野市南矢名１丁目11番11号　コーポかきみ201号
債務者　新里　　勝
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５５４号
神奈川県厚木市毛利台２丁目８番８号
債務者　遠藤　静子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５６０号
神奈川県足柄上郡開成町宮台414番地
債務者　太田　吉典
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５７４号
神奈川県平塚市天沼１番18―501号　藤和平塚コープ
債務者　沼田みつえ
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８４号
神奈川県厚木市幸町５番22号　前田ハイツ102
債務者　杉野みずき
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５号
新潟県胎内市八田甲213番地２
債務者　長　　春奈
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２１９０号
名古屋市瑞穂区関取町51番地　瑞穂コーポ303号
債務者　朝倉　博昭
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０１号
香川県善通寺市原田町53番地１
債務者　村上　美香（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係